

## 企画旅行条件書

### 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、東京パワーテクノロジー株式会社（以下「当社」という。）が企画実施する旅行です。

### 2. 旅行のお申込みおよび契約成立時期

- (1) 申込書に所定の事項を記入し、お申込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

### 3. 旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 4. 取消

お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
- ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
- ③天災地変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
- ④当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

### 7. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- ②お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
- ③お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- ④お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。
- ⑤天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

### 8. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、保険料、その他諸経費、旅行業務取扱料金および消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

#### 9. 添乗員等

- (1) 添乗員は同行いたしません。が、現地案内人が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。
- (2) 添乗員が同行しない区間及び現地案内人が業務を行わない区間において、悪天候等による旅行代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様自身で行っていただきます。

#### 10. 当社及び主催する東京電力エナジーパートナー(株)・東京電力ホールディングス(株)の責任及び免責事項

- (1) 当社及び主催する東京電力エナジーパートナー(株)・東京電力ホールディングス(株) (以下、「当社ら」という。)は、旅行契約の履行に当たって、当社ら又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社らに対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社らは本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社ら又は当社らの手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ①天災地変、戦乱、暴動、野生生物からの被害等又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

#### 11. 個人情報の取扱について

当社は、個人情報保護法に基づき、お客様の情報は厳重に管理し、当社業務以外に使用することはありません。

#### 12. その他詳細については係の者にお尋ねください